

石川県森林資源循環利用促進基金事業実施要領

制定 令和3年4月1日石山林発第40号
最終改正 令和4年3月22日石山林発第50号

第1 趣旨

人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるには、主伐・再造林を進め、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を実現することが必要である。

そのような中、森林所有者は、再造林経費の確保が難しいことなどから主伐を控える傾向にあり、県産材の需要が増加する一方、供給は停滞している。

このため、林材業者が令和3年度に基金を創設し、人工林の主伐・再造林（植替え）を行う森林所有者等を支援することで、森林資源の循環利用の促進を図るものである。

第2 基金の造成及び管理

(1) 基金の納付者

基金の納付者は、基金の趣旨に賛同する石川県産の原木(以下「県産材」という)の出荷者及び購入者並びに木材市場等とする。

(2) 基金への納付額

①県産材の出荷者及び購入者並びに木材市場

本要領第2の(1)に定める納付者のうち上記①の納付者は、それぞれが取り扱う県産材(広葉樹を除く)の直近の実績量(以下「実績量」という)に応じて、1m³当たり20円の協力金を以下に定める基金管理者に納付するものとする。

②基金の趣旨に賛同する団体等

本要領第2の(1)に定める納付者のうち上記②の納付者は、1口当たり1万円の協力金を1口以上で任意の口数分の額を以下に定める基金管理者に納付するものとする。

(3) 納付の時期

ア 本要領第2の(2)の①に定める納付者は、原則、半期に1回の割合で納付することとし、前年10月から当年3月末までの実績量に応じた額を当年6月末までに、当年4月から9月末までの実績量に応じた額を当年12月末までに、別記様式第1号により納付するものとする。

イ 本要領第2の(2)の②に定める納付者は、賛同する時期に応じて別記様式第2号により納付するものとする。

(4) 基金の管理者

本要領に定める基金管理者は石川県山林協会とし、本要領第1の趣旨に基づき善良な注意を払い適切に管理し基金事業を実施するとともに、事業の透明性を高めるためすべての納付者に対して、基金の管理状況及び基金事業に関する実績等に関して、別記様式第3号により毎年適宜報告をするものとする。

また、基金管理者は、県産材を取り扱う林材業者等に基金の制度を普及し、その趣旨に賛同が得られるよう努めるものとする。基金管理者が行うこれら業務に関する経費については、基金事業の予算の範囲内において支出するものとする。

(5) 基金の期間

基金の存続する期間は創設後3か年度とし、最終年度において基金の継続及び使途の変更等について、納付者全員で協議のうえ決定するものとする。

第3 基金事業の内容

(1) 基金からの助成

林野庁が定める以下の事業を活用し伐採・植替えを行った森林所有者等に対して、植替え等に要する費用の一部を基金から助成できるものとする。

但し、国県市町が管理する公営林及びこれに準ずる森林における伐採・植替えについては、助成の対象から除く。

①森林所有者への助成

ア スギ等の人工林において、伐採から植替え及び下刈りまでの契約等を森林所有者と締結した造林事業者（以下「造林事業者」という）が、林野庁で定める「花粉発生源対策促進事業」及び「森林環境保全直接支援事業」に基づき植替えまでを完了した場合、当該契約を締結した森林所有者に対して、「植替協力金」として1ヘクタール当たり12万円を上限に助成できるものとする。

イ 「花粉発生源対策促進事業」に基づく植替えにおいて、当該事業の対象樹種に交えてアテを植栽した場合に限り、アテ苗木代として1ヘクタール当たり300本を上限に助成できるものとする。但し、アテが同事業の対象樹種に指定された場合を除く。

②伐採事業者への助成

スギ等の人工林において、森林所有者と立木売買契約を締結した伐採事業者（以下「伐採事業者」という）が伐採した跡地に、造林事業者が伐採事業者と連携し林野庁で定める「森林環境保全直接支援事業」に基づき伐採した翌年までに植栽した場合に限り、当該伐採事業者に対して、「植替促進費」として1ヘクタール当たり12万円を上限に助成できるものとする。

(2) 造林事業者等の要件

本要領で定める造林事業者及び伐採事業者は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

ア 本要領第2の(1)に定める納付者であること。

イ 本要領第2の(1)に定める納付者の会員若しくは組合員等の構成員であること。

第4 造林事業者等の責務

造林事業者は、基金の助成対象となる植替えに使用する苗木の確保について、林業種苗法（昭和45年法律第89号）に基づく配付事業者から事前に予約した数量を買い取りするなど、苗木の円滑な確保と生産体制の強化に努めるものとする。

また、伐採事業者及び造林事業者は緊密に連携し、伐採から造林までの一貫作業による円滑な低コスト作業システムの実施を通じて、森林資源の循環利用の促進に努めるものとする。

第5 基金事業の実施

(1) 「植替協力金」の交付申請

本要領第3の(1)の①に基づく造林事業者は、植替え完了後に別記様式第4号により基金管理者に「植替協力金」の交付を申請するものとする。

なお、造林事業者が森林組合の場合は、石川県森林組合連合会を経由し交付申請するものとし、複数の森林所有者分を一括してこれを行うことができる。

(2) 「植替促進費」の交付申請

本要領第3の(1)の②に基づく造林事業者または伐採事業者は、植替え完了後に別記様式第5号により基金管理者に「植替促進費」の交付を申請するものとする。

なお、本条項における交付申請については、第5の(1)にあるなお書きを準用するものとする。

(3) 交付額の確定及び交付

基金管理者は、本要領第5の(1)または(2)の交付申請に基づき森林所有者等に「植替協力金」等を交付する場合は、基金造成額の範囲内においてすみやかに交付額を確定し、別記様式第6号により交付申請者に通知するとともに「植替協力金」等を交付するものとする。

第6 その他

- (1) 造林事業者及び伐採事業者は、基金管理者がこの事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。
- (2) 本要領に定めがない事項については、必要に応じて納付者全員で協議の上、これを定めるものとする。

別記様式第1号（第2の（3）のA関係）

令和 年度森林資源循環利用促進基金に係る協力金納付届出書

番 号
年 月 日

（基金管理者）石川県山林協会長 様

住 所
団体名
代表者氏名 （※記名・押印又は署名）

森林資源循環利用促進基金事業実施要領第2の（3）のAに基づく協力金について、下記のとおり納付したいので届け出します。

記

- 1 県産材の取扱実績量 _____ m^3
（令和 年 月から 年 月末まで）
- 2 協力金納付額 _____ 円

※注意事項

- （注1） 1の「県産材の取扱実績量」は、直近の半年分もしくは1年分とし100 m^3 未満は切り捨てること。
- （注2） 2の「協力金納付額」は、1の実績量に20円/ m^3 を乗じた額を記入すること。
- （注3） 本納付書の届け出を受けた基金管理者は、納入通知書を速やかに発行すること。

別記様式第2号（第2の（3）のイ関係）

令和 年度森林資源循環利用促進基金に係る協力金納付届出書

番 号
年 月 日

（基金管理者）石川県山林協会長 様

住 所
団体名
代表者氏名 （※記名・押印又は署名）

森林資源循環利用促進基金事業実施要領第2の（3）のイに基づく協力金について、下記のとおり納付したいので届け出します。

記

1 協力金納付額 _____ 円

※注意事項

（注1） 本納付書の届け出を受けた基金管理者は、納入通知書を速やかに発行すること。

別記様式第3号（第5の（4）関係）

番 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

基金管理者 住所・氏名

令和 年度森林資源循環利用促進基金に係る事業報告について

令和 年度において、森林資源循環利用促進基金に係る協力金を下記のとおり事業に充当しましたので報告します。

記

事業の概要			
事業充当額	植替協力金交付額	円	
	植替促進費交付額	円	
	事業推進費	円	
	合計	円	
基金の状況 (令和 年度)	期首	円	
	期中	増加	円
		減少	円
	期末	円	

別記様式第4号（第5の（1）関係）

令和 年度森林資源循環利用促進基金に係る植替協力金交付申請書

番 号
年 月 日

（基金管理者）石川県山林協会長 様

住 所
団体名
代表者氏名 （※記名・押印又は署名）

森林資源循環利用促進基金事業実施要領第3の（1）の①に基づく植替えが完了したので、下記書類を添えて要領第5の（1）による植替協力金の交付を申請します。

記

再造林面積 ha、 植替協力金 円

（添付書類）

- 1 森林整備事業補助金申請内訳書の写し
- 2 伐採・植替え・下刈りまでの契約書等の写し
- 3 伐採・植替箇所の施業図
- 4 アテ植栽本数を表す書類 （※アテを植栽した場合に限る）
- 5 植替え完了後の写真
- 6 植替協力金請求書 （※別記様式第4号の1）

※注意事項

- （注1） 植替協力金は、再造林面積に12万円を上限とした額を乗じた額を記載すること。
- （注2） 1の内訳書は、植替えが「花粉発生源対策促進事業」又は「森林環境保全直接支援事業」に基づき実施されたことを確認できる書面として添付すること。また、複数の森林所有者の植替えに基づく申請の場合は、内訳書を添付すること。
- （注3） 2の契約書等は、森林所有者と造林事業者との間で約定した、伐採から植替え・下刈りに至る契約書又は申込書等の写しを添付すること。
- （注4） 3の「伐採・植替箇所の施業図」は、上記箇所の範囲を示した縮尺5千分の1の森林計画図等とすること。
- （注5） 4の「アテ植栽本数を表す書類」は、本数確認できる納品伝票等の書類とすること。
- （注6） 5の「植替完了後の写真」は、植栽地の全景及び植栽地の近景とすること。
- （注7） 6の請求書（別記様式第3号の1）は、本申請書に添付するかまたは都合により別途提出してもかまわない。

別記様式第4号の1（第5の（1）関係）

令和 年度森林資源循環利用促進基金に係る植替協力金請求書

年 月 日

（基金管理者）石川県山林協会長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

下記のとおり請求します。

記

植替箇所の所在地 _____

植替協力金 _____ 円

（振込先）

銀行名 _____ 銀行 _____（本・支店）

口座番号 _____（普通・当座）

※注意事項

- （注1） 「植替箇所の所在地」については、森林整備事業補助金申請内訳書にある当該箇所の事業箇所を記載すること。
- （注2） 植替協力金は、当該申請内訳書にある植替えした面積に1ヘクタール当たり12万円を上限とした額を乗じた額に、アテを植栽した場合に限り本要領で定める上限本数以内の本数に130円を乗じた額を加えた額を記載すること。
- （注3） 振込先欄の振込先口座は、請求者と同じ名義のものを記載し、（本・支店）等の該当する所を○印で囲むこと。

別記様式第5号の1（第5の（2）関係）

令和 年度森林資源循環利用促進基金に係る植替促進費請求書

年 月 日

（基金管理者）石川県山林協会長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

下記のとおり請求します。

記

植替箇所所在地 _____

植替促進費 _____ 円

（振込先）

銀行名 _____ 銀行 _____（本・支店）

口座番号 _____（普通・当座）

※注意事項

- （注1） 「植替箇所の所在地」については、森林整備事業補助金申請内訳書にある当該箇所の事業箇所を記載すること。
- （注2） 植替促進費は、当該申請内訳書にある植替えした面積に1ヘクタール当たり12万円を上限とした額に乗じた金額を記載すること。
- （注3） 振込先欄の振込先口座は、請求者と同じ名義のものを記載し、（本・支店）等の該当する所を○印で囲むこと。

別記様式第6号（第5の（3）関係）

番 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

基金管理者 住所・氏名

令和 年度森林資源循環利用促進基金に係る植替協力金等の額の確定について

令和 年 月 日付け 号で交付申請のあった標記の協力金・促進費の額は、森林資源循環利用促進基金事業実施要領第5の（3）に基づき、金 円に確定したので通知します。

なお、当該森林所有者・伐採事業者には、所定の協力金等を速やかに交付されるようお願いいたします。

※注意事項

（注1） 文中の「協力金・促進費」及び「森林所有者・伐採事業者」については、該当する字句を記載すること。